

令和6年度宿泊業人材確保支援業務企画提案競技(プロポーザル方式)募集要項

1. 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 令和6年度宿泊業人材確保支援業務委託契約
- (2) 履行期限 契約締結日から令和7年3月21日まで
- (3) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (4) 限 度 額 3,399,000円(消費税額及び地方消費税額を含む(10%))。

2. 参加資格等

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 受託業務に関するノウハウを有し、次の各項目に該当すること。
 - ① 事業の実施にあたり主任の担当者を配置し、県との打合せ会等に担当者等を出席させることが可能な者であること。
 - ② 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
 - ③ 特定の公職者(その候補者を含む)または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とする者でないこと。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業についても上記(1)、(3)、(4)を満たしていること。

3. 提出書類等

(1) 提出書類及び提出期限

- ① 参加申込書類 令和6年4月23日(火) 17時必着
ア 参加申込書(第1号様式)
- ② 企画提案関係書類 令和6年5月10日(金) 17時必着
ア 企画提案書
イ 提案者概要(第2号様式)
ウ 実施体制図(任意様式)
エ スケジュール表(任意様式)
オ 誓約書(第3号様式)
カ 参考見積書(第4号様式)

(2) 提出部数

- ① 参加申込書類
1部
- ② 企画提案関係書類
正本1部、副本5部

(3) 提出方法、提出先

持参又は簡易書留郵便(提出期限内に必着のこと。)で「8. 問い合わせ先」に提出
※FAX、電子メールでの提出は不可。簡易書留郵便で提出する場合は、封筒に「令和6年度宿泊業人材確保支援業務関係書類在中」と朱書きすること。

4. 質疑応答

- (1) 質問方法 電子メールで「8. 問い合わせ先」に提出。
併せて、質問票を提出した旨を担当者へ電話で連絡すること。
- (2) 受付期間 令和6年4月23日(火) 17時まで。
- (3) 質問様式 質問票(第5号様式)のとおり
- (4) 回答方法 令和6年4月24日(水)まで(予定)にすべての参加申込者へ電子メールで回答する。

5. 審査について

(1) 審査日時及び場所

日時: 令和6年5月17日(金)
場所: 大分県庁舎本館7階72会議室
※詳細については提案者あて別途通知を行う。

(2) 審査方法

- ① 企画提案書等の審査は、別途定める審査委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。
- ② 提出された書類を使用し、応募者によるプレゼンテーション審査を実施する。審査は

別紙1「審査基準表」に基づき審査する。1社につき、持ち時間25分以内（提案説明10分、質疑応答15分以内）とする。

- ③ プレゼンテーションは予め提出した企画提案書のみで行い、追加資料、パソコン等の機材の使用は認めない。
 - ④ 最優秀提案を行った者を契約候補者とする。ただし、評価の結果、最高点の提案が複数ある場合は、審議により最優秀提案を決定する。
- (3) 審査基準 別紙1「審査基準表」のとおり。
- (4) 審査結果 審査結果は提案者に書面で通知する。

6. 企画提案競技に係るスケジュール

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 参加申込書類提出期限 | 令和6年4月23日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 4月23日（火） |
| (3) 企画提案関係書類提出期限 | 5月10日（金） |
| (4) 審査会 | 5月17日（金） |
| (5) 審査結果通知（予定） | 5月20日（月） |

7. 留意事項

- (1) 企画書等の作成に要する経費は提案者負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- (3) 参加資格を満たしていない場合、企画提案競技で最優秀の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- (4) 事業を実施する際、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に再委託することはできない。
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。
- (6) 提出された企画提案書は選定業務以外には使用しない。また、採用された企画提案書の著作権は県に帰属する。
- (7) 第三者の著作権や肖像権等を伴う企画提案を行う場合は、県による提案書の利用も含めて使用許諾手続を行うこと。

8. 問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県商工観光労働部 観光局 観光政策課 観光産業振興班 足立、森

電話：097-506-2122、メール：a14180@pref.oita.lg.jp